



●市教委管理課 kanri@city.ishikari.hokkaido.jp
●企画調整課 kikaku@city.ishikari.hokkaido.jp

●都市開発課 toshik@city.ishikari.hokkaido.jp

後期高齢者医療制度の医療費通知

北海道後期高齢者医療広域連合では、3月末に平成21年7月～12月診療分の医療費通知を送付しています。これは請求書ではなく、医療機関等からの診療報酬明細書に基づき「医療費の総額」を記載しており、記載されている月に病院や薬局などから来た一覧となっています。医療機関の請求の遅れなどで、本通知に記載されないことがあります。ご不明な点はお問い合わせください。

問合せ 北海道後期高齢者医療広域連合
011-290-5601

防災

小中学校の耐震診断結果

災害時には市民の避難場所ともなる学校施設の耐震診断調査を行っています。I s値0.7以上は耐震性あり。詳しくは市HPでもご覧いただけます。

【今回調査が完了した学校】

- 望来小学校
屋体棟 I s値 0.22
- 聚富小中学校
校舎棟 I s値 0.97
屋体棟 I s値 0.35

※I s値0.7未満の棟については、耐震改修を計画的に行っていく予定です。本年度は厚田小学校、浜益小学校の屋内体育館の補強改修の実設計を予定しています。

問合せ 市教委管理課
72-3169

石狩消防団に新しい消防自動車が入りました

(財)日本消防協会より防災活動車が石狩消防団に寄贈されました。



防災体制強化のため、防火や応急救命に関する指導等に使用されます。

問合せ 石狩消防署予防課
74-7165

定期普通救命講習会

心肺蘇生法や異物除去、訓練用AEDを用いた講習会です。受講者には「普通救命講習終了証」をお渡しします。

対象 中学生以上の市民または市内勤務者

日時 4月18日(日)9時～12時

持ち物 筆記用具

費用 無料

申込方法 電話申込(当日不可)
場所・申込・問合せ 石狩消防署
警備課 74-7024



危険物取扱者・消防設備士試験

試験日 6月6日(日)

受付期間 4月19日(月)～28日(水)

※願書は消防署にあります

場所 札幌市ほか

試験種類 ①危険物取扱者試験

甲種、乙種(第1～6類)、丙種

②消防設備士試験 甲種(第1～5類)、乙種(第1～7類)

問合せ 石狩消防署予防課
74-7165

「消えるまで ゆくら火の元」(うめつち)

4月20日(火)～30日(金)に「春の全道火災予防運動」が実施されます。石狩消防署では、期間中に防火ミニバレー大会、大型店舗での防火チラシ配布や防災品展示などを実施します。

問合せ 石狩消防署予防課

後期高齢者医療制度

対象 75歳以上の方と一定の障がいのある65歳以上の方

保険料率が変わります

加入者の方にお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を決めることになっています。この保険料率に基づく平成22年度の保険料額は、7月に「保険料額決定通知書」により個別に通知します。

均等割(加入者が等しく負担)		所得割(加入者の所得に応じて負担)	
平成20・21年度	平成22・23年度	平成20・21年度	平成22・23年度
年間43,143円	年間44,192円	9.63%	10.28%

※保険料は「均等割」と「所得割」の合計額です
※世帯主や加入者の所得に応じて、保険料の軽減があります

仮徴収額決定通知書を送付します

平成22年度分の後期高齢者医療保険料が4月以降の年金から差し引き(特別徴収)となる人へは、4月上旬に仮徴収額決定通知書を送付します。

対象 年金額が年額18万円以上で、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えない方

※上記に該当する方であっても、すでに納入方法の変更をお申し出

ただいた場合は、特別徴収ではなく、口座振替(普通徴収)となります

<平成22年度 特別徴収の納期>

保険料の所得割算定の基礎となる平成21年中の総所得金額は、平成22年4月時点では把握できません。そのため、4月から8月までは前年度の保険料額を基として、仮算定した金額を年金から差し引きます。

徴収方法	納期	内容
仮徴収	4月 6月 8月	①すでに特別徴収となっている方 2月に特別徴収された額と同額をそれぞれ年金の支給月に仮徴収します。 ②4月から新たに特別徴収となる方 平成21年度の保険料額(年額)の約6分の1の額をそれぞれ年金支給月に仮徴収します。
本徴収	10月 12月 2月	7月に新保険料率を基に決定する平成22年度保険料額から仮徴収分を差し引き、残額を3回に分けて徴収します。

納付方法を選択できます

後期高齢者医療保険料が特別徴収となっている人は、申し出により、口座振替(普通徴収)により納付していただくことができます。ただし、特別徴収の中止時期については、申し出いただく時期で異なりますのでお問い合わせください。

問合せ 国民健康保険課 ☎72-3125 ✉kokuho@city.ishikari.hokkaido.jp



●地域教育推進室 ckyouiku@city.ishikari.hokkaido.jp
●文化財課 bunkazaih@city.ishikari.hokkaido.jp

●下水道課 gesui@city.ishikari.hokkaido.jp
●農林水産課 nousui@city.ishikari.hokkaido.jp

☎74・7165

そのほか

都市計画案の縦覧

札幌圏都市計画の案の縦覧を行います(石狩市決定)。

計画案の概要 都市計画施設の決定 ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)

縦覧期間 4月1日(木)～15日(木)
※土日除く

縦覧場所・問合せ 都市開発課
☎72・3162

パブリックコメント結果

結果の詳細は、市HP、市役所1階情報公開コーナーでご覧いただけます。

【平成21年度行政評価(施策・事業)の作業中間報告】

意見の募集期間 平成21年8月24日～9月24日

意見の提出状況 意見提出者2人、意見等の件数6件

意見の検討結果 反映2件、一部反映1件、不採用1件、参考2件

問合せ 企画調整課
☎72・3161

【教育委員会の点検・評価】

意見の募集期間 平成21年10月1日～30日
意見の提出状況 意見提出者1

人、意見等の件数1件
意見の検討結果 参考1件
問合せ 地域教育推進室
☎72・3172

【石狩市教育プラン・子ども読書活動推進計画の策定】

意見の募集期間 平成21年12月1日～28日

意見の提出状況 意見提出者5人、意見等の件数34件

意見の検討結果 採用11件、一部採用4件、不採用9件、記載済1件、参考3件、その他6件

問合せ 地域教育推進室
☎72・3172

【石狩市下水道中期ビジョンの策定】

意見の募集期間 平成21年12月21日～22年1月20日

意見の提出状況 意見提出者1人、意見等の件数4件

意見の検討結果 不採用1件、参考1件、その他2件

問合せ 下水道課
☎72・3175

【厚田資料室・はまます郷土資料館の休館日の変更】

意見の募集期間 1月15日～2月15日

意見の提出状況 意見提出者0人、意見等の件数0件

問合せ 文化財課
☎62・3711

【《縦覧》地域森林計画の変更に伴う石狩市森林整備計画の変更】

意見の募集期間 1月20日～2月19日

意見の提出状況 縦覧0件、意見書提出件数0件

問合せ 農林水産課
☎72・3164

有害鳥獣駆除

鳥獣による農作物等への被害を防ぐために、4月から有害鳥獣駆除を行います。安全対策には万全を期していますが、事故防止のためご注意ください。

実施期間 4月上旬～11月上旬
対象鳥獣 キジバト、ハシボソガラ

ス、キツネ、シカなど

実施地域 五の沢・美登位・生振・北生振・八幡・大曲・志美・高岡・樽川地区、厚田区、浜益区等

駆除方法 法定銃器(空気銃・散弾銃等)

駆除員の装備 「有害鳥獣駆除員」と書かれた白の腕章、オレンジ色のジャケットまたは目立つ格好。

車には、有害鳥獣駆除を示す大きなシール等が張られています。

※駆除員は、求めに応じて従事者証を提示します

問合せ 農林水産課
☎72・3164

中小企業を応援します！

中小企業特別融資貸付金利子補助金

「利子補助金の申請時期です！」

支払った利子の最大0.5%(平成19年4月までに融資を受けた方は2%)を補助します。期限までに必ず申請してください。

対象 平成21年10月1日～平成22年3月31日に同制度利用による利子を支払った方

申請期間 4月1日(木)～30日(金)

申請方法 指定の用紙を提出(郵送可)

※用紙は商工労働観光課、商工会議所、市内金融機関、市HPから入手できます

市内中小企業者の資金繰りを支援します

市では緊急支援策として、景気低迷等により事業活動に影響を受けている方が支払った信用保証料について補助します(上限15万円)。

対象 平成21年4月1日～平成22年3月31日に、北海道中小企業総合振興資金のうち、「セーフティーネット貸付」「原料等高騰対策特別資金」の融資の際、北海道信用保証協会に信用保証料を一括で支払った方

申込締切 4月30日(金)

※国の「景気対応緊急保証制度」に呼応し、市では平成22年度も引き続き信用保証料補助制度を実施します

申込・問合せ 商工労働観光課 ☎72-3166
☎ syoukour@city.ishikari.hokkaido.jp

就業促進スキルアップ助成金



市では就業機会の拡大と雇用安定を目指し、市民の就業にかかる講座受講・資格取得の費用(最大5万円)を助成します。4月1日受付の申請から、就業している人も申請可能となります。

対象 次の要件すべてに該当する方

- ①市内に6カ月以上居住していること
- ②ハローワークの教育訓練給付、ジョブカフェ北海道の地域産業人材育成助成金、市の母子家庭自立支援教育訓練給付金の交付決定を受けていること
- ③申請までに、いしかり雇用サポートセンター(花川北6-1 商工会館1階)で相談を1回以上受けていること
- ④平成24年3月31日までに講座終了・資格取得していること

講座・資格の例 パソコン検定、語学検定、ホームヘルパー、医療事務、測量士、電気工事士など

申込方法 上記②の交付決定後、30日以内に所定の申請書で申し込み

申込・問合せ 商工労働観光課 ☎72-3166

☎ syoukour@city.ishikari.hokkaido.jp

対象となる講座について、詳しくは下記へお問い合わせください

●教育訓練給付

ハローワーク札幌北(札幌市東区北16東4) ☎011-743-8609

●地域産業人材育成助成金

ジョブカフェ北海道(札幌市中央区北4西5 三井生命札幌共同ビル7階) ☎011-209-4510

●石狩市母子家庭自立支援教育訓練給付金

こども相談センター(市役所2階) ☎72-3195